

建設工事等の入札結果等の公表に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市が発注し契約する建設工事及び建設コンサルタント委託業務（以下「建設工事等」という。）に関する入札結果及び契約内容（以下「入札結果等」という。）必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、予定価格が250万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える建設コンサルタント委託業務であって、次に掲げるものとする。

- (1) 新潟市財務部契約課及び区役所地域総務課又は区役所総務課（以下「契約担当課」という。）において発注する建設工事等
- (2) 前号に掲げるもの以外の建設工事等

(公表の内容)

第3条 前条第1号に規定する建設工事等（以下「契約担当課発注工事等」という。）の公表の内容は、次の事項とする。

- (1) 一般競争入札の入札結果にかかる事項
 - ア 入札者の商号又は名称
 - イ 入札者の各回の入札金額（税抜）
 - ウ 落札者の商号又は名称
 - エ 落札金額（税抜）
 - オ 予定価格（税抜）
 - カ 最低制限価格（税抜）
 - キ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもって入札した者の商号又は名称
- ク 総合評価方式を実施した場合は、新潟市建設工事総合評価方式試行要領に定める事項

- (2) 指名競争入札の入札結果にかかる事項

- ア 指名した者の商号又は名称及び指名理由

- イ 入札者の各回の入札金額（税抜）
- ウ 落札者の商号又は名称
- エ 落札金額（税抜）
- オ 予定価格（税抜）
- カ 最低制限価格（税抜）
- キ 施行令第167条の13において準用する施行令第167条の10第2項の規定により落札者を決定した場合における最低制限価格未満の価格をもつて入札した者の商号又は名称

（3）随意契約における見積合わせの結果にかかる事項

- ア 見積書を徴取した者の商号又は名称
- イ 見積者の各回の見積金額（税抜）
- ウ 落札金額（税抜）
- エ 予定価格（税抜）

（4）前3号における契約相手方との契約内容にかかる事項

- ア 契約相手方の商号又は名称及び住所
- イ 建設工事等の名称、場所、工種（業種）及び概要
- ウ 建設工事等の工期又は委託期間
- エ 契約金額
- オ 契約の相手方を選定した理由（随意契約に限る）

（5）契約変更の内容にかかる事項

- ア 契約相手方の商号又は名称及び住所
- イ 建設工事等の名称、場所、工種（業種）及び概要
- ウ 建設工事等の工期又は委託期間
- エ 契約金額
- オ 変更理由

（公表の場所及び方法等）

第4条 契約担当課発注工事等の公表の場所及び方法は、次のとおりとする。

- （1）前条第1号から第3号の入札及び見積合わせ（以下「入札等」という。）の結果にかかる事項は、入札等終了後速やかに、新潟市ホームページで掲載するとともに、契約担当課において、掲示する。

- (2) 前条第4号及び第5号の契約内容にかかる事項は、契約締結後速やかに、契約担当課において掲示又は閲覧に供する。
- 2 前項の規定による掲示の期間は、掲示した翌日から起算して3日間（土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。）とし、掲示期間経過後は、閲覧に供する。

（公表の期間）

第5条 契約担当課発注工事等の公表の期間は、次の各号による起算日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

- (1) 第3条第1号の事項は、公告した日とする。
- (2) 第3条第2号の事項は、指名通知をした日とする。
- (3) 第3条第3号の事項は、見積依頼通知をした日とする。
- (4) 第3条第4号及び第5号の事項は契約締結日とする。

（その他）

第6条 第2条第2号に規定する建設工事等の公表については、「物品等の入札結果等の公表に関する要綱」を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月9日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。